

転出

に関連するおもな手続き



下記にあてはまるものがないか
確認してみましょう

手続き

必要なもの

該当

受付窓口

受付済

住所
戸籍

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの
いずれかをお持ちの方

転出先でマイナンバーカード、住民基本
台帳カードの継続利用（住所変更）

（お持ちの方）
・マイナンバーカード
・住民基本台帳カード

転出先の市区町村

申請したマイナンバーカードを
受け取っていない方

転出先で再申請が必要です

転出先の市区町村に
ご相談ください

印鑑登録をしている方

転出予定日で自動的に登録廃止に
なります

②市民サービスカ
ウンター

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険
年金

国民健康保険に加入している方

・国民健康保険の脱退
・保険証の返却

国民健康保険証
（兼高齢受給者証）

①保険・年金

→70 歳から 74 歳までの方

負担区分等証明書の受取
※転出先へ提出してください

国民健康保険証兼高齢受給者証

→修学のために転出する方

転出先で引き続き美唄市の保険証を
使う手続き

在学証明書

→住所地特例に該当する施設に転出する方

在園証明書

→世帯に後期高齢者医療制度の
加入者がいる方

・特定同一世帯所属者証明書の受取
・旧被扶養者異動連絡票の受取
※転出先へ提出してください

75 歳以上の方

または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方

保険証の返却

後期高齢者医療保険証

→北海道外へ転出する方

負担区分等証明書の受取
（郵送の場合有）
※転出先へ提出してください

①保険・年金

各種認定証をお持ちの方

各種認定証の返却

・限度額適用認定証
・限度額適用・標準負担額
減額認定証
・特定疾病療養受療証 など

①保険・年金

海外へ出国する方

これからの年金についてのご相談

国民年金保険料精算のご相談
国民年金の任意加入

①保険・年金

高 齢

65 歳以上の方

介護保険証の返却
介護保険資格喪失届

介護保険証

→住所地特例に該当する施設に転出する方

介護保険住所地特例適用届
介護保険資格異動届
介護保険証等の住所変更

・介護保険証
・負担割合証
・負担限度額認定証

④福祉

要介護認定を受けていた方

介護保険証等の返却

・介護保険証
・負担割合証
・負担限度額認定証

④福祉

介護保険受給資格証明書の受取
※転出先へ提出してください

介護保険証

重度心身障がい者の医療費受給資格を
お持ちの方

・受給者資格変更届
または喪失届

重度心身障がい者医療費受給者証
（交付されている方）

①保険・年金

Net119 緊急通報システムを利用していた

美唄市 N e t 119 緊急通報システム
廃止届出

消防署
0126-66-2226

こども

小学生・中学生のお子さんがいる方

転校手続き

※学校から、「在学証明書」と
「教科用図書給与証明書」を
もらい転出先へ提出してください

これまで通っていた
学校

児童手当を受給している方
（0 歳～18 歳になる年度の末日までのこども）

児童手当資格消滅届
※公務員世帯の方は勤務先に
お問い合わせください

△注意！
転出先での申請遅れに
注意してください

②市民サービスカ
ウンター

子ども医療費受給者証をお持ちの方
（0 歳～18 歳になる年度の末日までのこども）

受給者資格変更届または喪失届

子ども医療費受給者証

①保険・年金

妊娠中の方

美唄市の妊婦健康診査受診票は使
えなくなりますので、転出先で手続
きしてください

健康推進課
（保健センター）
0126-62-1173

保育園に入園しているお子さんがいる方

退園手続き

こども未来課
保育園

ひとり親家庭等に該当している方

児童扶養手当の住所変更

※窓口でご相談ください

こども未来課

ひとり親家庭等医療費助成の資格
変更届または喪失届

ひとり親家庭等医療費受給者証

①保険・年金

特別児童扶養手当を受給している方

特別児童扶養手当の住所変更

※窓口でご相談ください

こども未来課

重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方

受給者資格変更届または喪失届

重度心身障がい者医療費受給者証

①保険・年金

上記の各種制度を転出先で申請する方

所得課税証明書の取得
※転出先の市町村で各種手続きの際、
「所得課税証明書」を提出してください

本人確認書類
（免許証など）

③市税

税・料金

上下水道の使用をやめる方	使用中止届	窓口またはインターネットで手続きできます	⑤水道・下水道
原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※窓口でご相談ください	③市税
軽自動車（二輪を除く）を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 札幌主管事務所 050-3816-1763
126 cc以上の二輪（バイク）を所有している方	※運輸支局でご相談ください		北海道運輸局 札幌運輸支局 050-5540-2001
未納となっている税や料等のご相談	納付相談		③市税

その他

市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き		2 階都市建築住宅課
多量に出るごみを処分したい方	臨時収集の申し込み（事前申込制、有料）		
粗大ごみの処分が必要な方	収集の申し込み（事前申込制、申し込み時にお伝えする金額を確認してから粗大ごみ処理券を購入してください。） ※冬期間の収集は行いません。		⑥廃棄物・墓地・畜犬・市民バス・交通
し尿のくみ取りを利用していた方	※業者へ直接転出する旨を連絡してください。		北海道コンポスト（株） 0126-63-3549 （株）美唄環境センター 0126-64-2305
市営墓地を使用している方	本籍・住所・氏名等変更届	住民票、戸籍謄本等	⑥廃棄物・墓地・畜犬・市民バス・交通

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出の届出をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14 日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままで有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。 住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。



美唄市役所

〒072-8660
美唄市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)



令和 6 年 10 月 改定

美唄市ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ 忘れずにお持ちください

転出届

- ・転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後 1 4 日以内)

《届出に必要なもの》

- ・国外に転出される方でお持ちの方は
マイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

住み始めてから **14 日以内**に、
「転出証明書（またはマイナンバーカード、住基カード）」を持
参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1 点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が
必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳※
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。